



パートタイム労働法が 変わります。

パートタイム労働法とは…

短時間労働者(パートタイム労働者)の労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の実施などの雇用管理の改善を図るための法律のことです。パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、平成27年4月1日からパートタイム労働法が改正されます。

主な改正のポイントは次のとおりです。

1.パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- 正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

2.パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない。

3.パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

- 雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる。

問い合わせ先 熊本労働局雇用均等室 ☎096・352・3865

不動産合同公売を開催します

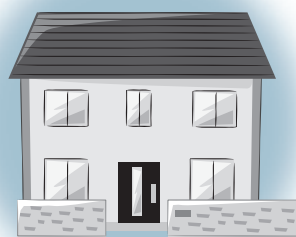
不動産公売とは、税の滞納処分で差し押さえた不動産を売却し、その売却代金を滞納している税に充当する手続きです。

熊本県と県内の市町村は、地方税の滞納により差し押さえた不動産の公売を合同で行います。

公売日時 および 場所

と き	11月5日(水)
と ころ	熊本総合庁舎4階会議室
入 札 時 間	午前10時30分～午前10時45分
開 札 時 間	午前10時45分～

※詳細については、熊本県庁ホームページ
(<http://www.pref.kumamoto.jp/site/koubaikai/>) をご覧ください。



～東日本大震災復興支援企画～

熊本県立装飾古墳館 定期体験教室 「琥珀勾玉づくり」参加者募集!



熊本県立装飾古墳館では定期的に体験教室を開催しています。今回は東日本大震災復興支援企画として3年前から実施している「琥珀勾玉づくり」を開催します。琥珀を削って美しい勾玉を作ります。

- と き **11月22日(土)** 午前10時～午後0時30分
- と ころ 熊本県立装飾古墳館(山鹿市鹿央町岩原3085)
- 参加費用 **870円**
- 申し込み受付 10月1日(水)から
- 募集人数 100人(先着順)

申し込み・問い合わせ先 熊本県立装飾古墳館 ☎0968・36・2151

2つの給付金、申請受付期間を延長しました

町民税非課税者や子育て世帯に対して、「臨時給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を給付しています。受付期間は、9月24日(水)までとなっていたましたが、10月31日(金)まで延長しました。

臨時福祉給付金

対象者

町民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者などは除く

1人につき1万円

年金や児童扶養手当などの受給者は1万5千円

子育て世帯臨時特例給付金

対象者

平成26年1月分の児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の人や生活保護受給者などは除く

子ども1人につき1万円

- ★受付期間 **10月31日(金)まで**(土・日・祝日を除く。)
- ★受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- ★受付場所 本庁 健康福祉課・総合支所 福祉課
- ★持ってくる物 申請書・通帳・印鑑・
対象者全員分の身分証明書(保険証)など

※対象者には、申請書などを郵送しています。紛失された場合は、再発行します。
※公務員の人は、所属庁から配布されている申請書で、手続きをお願いします。



カクーンジャ

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係・子ども家庭係 ☎0968・86・5724